

鹿島市物品役務入札心得（電子入札用）

（令和8年2月1日施行）

鹿島市が発注する物品および役務の調達に係る指名競争入札（以下「競争入札」という。）を電子入札システムにより行う場合における入札その他の取扱いについては、鹿島市財務規則（昭和39年規則第10号）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

（入札方法等）

1 入札の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、仕様書、図面及び現場等（以下「仕様書等」という。）を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書等について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (2) 電子入札の場合は、電子入札システム内の「見積」を「入札」と読み替えて使用する。
- (3) 電子入札の場合は、電子入札システムにより公告又は通知書に示した日時までに入札書を提出しなければならない。この場合において、指示された日時に提出しなかった者は入札に参加できない。
- (4) 紙入札の場合は、入札書を当該入札案件の名称及び会社名を記載した封書に入れ、のり付けて封印した後、示した日時までに入札担当課へ提出しなければならない。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (6) 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後2年間入札代理人とすることはできない。
- (7) 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (8) 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札金額は、取引に係る消費税及び地方消費税を含まない金額とする。ただし、指定がある場合はこの限りでない。

（積算内訳書）

2 積算内訳書の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 競争入札の入札参加者は、1回目の入札金額の根拠となる積算内訳書を作成し、入札書と併せて電子入札システムにより提出しなければならない。ただし、紙入札の場合は、書面により提出するものとする。
- (2) 積算内訳書には、入札名・住所・会社名・代表者名を記載すること。
- (3) 積算内訳書について疑義があるときは、入札参加者に説明を求め、その結果根拠ある説明が得られない場合は、積算内訳書を提出した入札参加者の入札を無効とする場合がある。

（入札の辞退）

3 入札辞退の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、電子入札システムを利用し辞退届を提出しなければならない。ただし、紙入札参加者が辞退するときは、書面により辞退届を提出すること。
- (3) 当該入札を再入札に付す場合は、入札参加辞退者の再指名は行わない。
- (4) 入札を辞退した者は、これを理由として上記(3)の場合を除き、以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

（公正な入札の確保）

4 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（入札の取りやめ等）

5 入札の取りやめ等の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(2) 天災地変その他のやむを得ない事由により入札をすることができないと認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の入札)

6 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が入札したもの
- (2) 入札書が所定の日時までに到着しないもの
- (3) 入札者の記名がないもの
- (4) 積算内訳書を提出しなかった者（ただし、要領第4条の規定により、あらかじめ積算内訳書の提出の必要がないと通知があった場合を除く。）
- (5) 鹿島市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第4号に規定する暴力団等が入札したもの
- (6) 上記に掲げるもののほか競争入札の条件に違反した者

(落札者の決定)

7 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(再度の入札)

10 再度の入札については、次のとおりとする。

- (1) 開札をした場合において、7の規定による落札者がいない場合は、再度の入札（以下「再入札」という。）を行う。
- (2) 再入札の執行回数は、2回（1回目の入札を含め3回）を限度とする。
- (3) 2回の再入札においても落札者がいない場合は、別に適当な競争者を指名するか、適当な者がなく指名替えが極めて困難な場合は、2回目の再入札をした者のうち、最低の価格で入札した者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行うことができる。

(同価格の入札をした者が2人以上ある場合の落札者の決定)

11 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子入札システムの抽選機能によるくじ引き処理を実施して落札者を定める。

(契約の保証)

12 落札者は、契約書の提出と同時に、次により契約の保証を付さなければならない。ただし、鹿島市財務規則第126条第3項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部を免除し、又は一部を減額して契約を締結することができる。

- (1) 保証の提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。
 - ア 契約保証金（現金）の納付
 - イ 有価証券（利付国債に限る。）の提供
 - ウ 銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証
 - エ 公共工事履行保証証券による保証
 - オ 履行保証保険の契約の締結
- (2) 契約の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額の10分の1以上とする。

(契約書の提出期限)

13 契約書の提出期限は、次のとおりとする。

- (1) 落札者は、落札決定の日から原則として5業務日以内に契約書を提出しなければならない。ただし、発注者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、契約を締結しないことがある。

(異議の申立)

14 入札をした者は、入札後、この心得及び仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(特約事項)

- 15 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に係る入札において、落札者の仮契約中における不正行為等の取扱いについては、次に掲げる「鹿島市仮契約事務取扱規則」第4条第1項の事由に基づき仮契約を解除できるものとする。この場合において、鹿島市は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。
- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条、第8条第1号若しくは第19条の規定に違反し、公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受け、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。
 - (2) 贈賄、談合その他営業活動における不正行為により仮契約の相手方となる個人若しくは法人の役員等又はその使用人（以下「相手方等」という。）が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。
 - (3) 相手方等が鹿島市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第4号に規定する暴力団等と不適切な関係があると認められるとき。
 - (4) 相手方等に社会に与える影響が重大で、かつ、本市の信頼を著しく損なう事案が生じたときと認められるとき。